

平成29年 第12回

教育委員会臨時会会議録

とき 平成29年10月17日

品川区教育委員会

平成29年第12回教育委員会臨時会

日 時 平成29年10月17日(火) 開会：午後3時00分
閉会：午後4時16分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 品川 義輝
学校計画担当課長 篠田 英夫
学 務 課 長 有馬 勝
指 導 課 長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 堀井 昭宏

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 前田 隼穂
書 記 高下 聖矢

傍聴人数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第 58 号議案 区固有教員の任免等について（育休代替・任用）
- 報告事項 1 学事制度審議会 中間答申について
- 報告事項 2 都費教職員の任免等に関する内申について（退職）
- 報告事項 3 事務局職員の任免等について
- そ の 他 平成 29 年 11 月の行事予定について

平成29年第12回教育委員会臨時会

平成29年10月17日

【教育長】 ただいまから平成29年第12回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の署名委員に菅谷教育長職務代理、富尾委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

まず会議の持ち方についてですが、日程第1、第58号議案、区固有教員の任免等について（育休代替・任用）、日程第2報告事項2、都費教職員の任免等に関する内申について（退職）、報告事項3、事務局職員の任免等について、以上の3点につきましては人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議といたしますが、ご意見、ご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件につきましては、全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第2、報告事項1 学事制度審議会 中間報告について説明をお願いします。

学校計画担当課長。

【学校計画担当課長】 それでは、私から学事制度審議会の中間答申についてご報告をさせていただきます。

資料は、資料ナンバー2になります。学事制度審議会でございますけれども、今年の10月に立ち上がりまして、ここまで1年ほど審議を重ねてまいりました。この9月の末に、これまでのまとめということで中間答申が出されましたので、その内容についてご報告をさせていただきます。

まず、中間答申が出されましたのは第13回の学事制度審議会、9月の29日でございます。こちらの中間答申の内容でございますけれども、真ん中、中間答申及びパブリックコメントについてということで、まず中間答申の公表につきましては、中間答申が出されました翌週の月曜日に区のホームページにアップをいたしまして、あわせまして庶務課の窓口および第3庁舎の区政資料コーナーで閲覧ができるようになっております。

この後でございますけれども、10月21日の「広報しながわ」に、こちらの中間答申が出されたということと、それとあわせましてパブリックコメントを実施するという記事を載せさせていただきまして、この時点から地域センター、また文化センター、図書館でも閲覧を開始する予定でございます。

2番、パブリックコメントの実施ということで、こちらは10月21日の「広報しながわ」に載った時点から15日間、10月21日から11月4日までの15日間でございますけれども、パブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントにつきましては庶務課で受付をするということで、受付方法につきましては郵送、ファクス、持参、また区ホームページの応募フォームということで、文書で受付をするということでございます。

こちら、学事制度審議会の中間答申でございますが、この中身について、簡単にご説明

をさせていただきます。既に委員の皆様方には答申をお配りをしてございますので、お目通しいただいているものとは思いますが、簡単にこの場で改めて説明をさせていただきます。

なお、答申の本文につきましては50ページを超えるかなり分厚いものでございますので、あわせて作成いたしました概要版という、A4で見開き4ページのものを、答申の後ろのほうにお付けをしてございます。そちらをもちましてご説明をさせていただければと思います。

中間答申の本文のその後ろでございます。

まず1ページ目でございますけれども、こちらは今回、学事制度審議会が設置された経緯ですとか、これまでの教育改革についてまとめたものでございます。具体的な答申の内容につきましては、開いていただいた2ページ目からになります。お開きください。

2ページ目、上のほうがまず区立学校の学区域についての概要でございます。こちらは過去の、これまでの教育委員会でご説明させていただいたものと同じ内容でございますけれども、区立学校の学区域、現行の説明は左側でございます、要は各小学校が、進学する先の中学校が複数に分かれているというようなことで、小・中の連携がなかなか今とりづらいうような状況もあるといった中で、右のほうの制度見直しを、ということでそれぞれの小学校ごとに進学先の中学校、義務教育学校を設定いたしまして、グループ化をしていくということでございます。このことによりまして、小と中の連携がより一層図れるような形で教育効果が高められるだろうということでございます。

続きまして下のほう、学校選択制でございます。こちらの図に描かれているのは小学校の学校選択制でございます。左側、現行制度でございますけれども、現在はそれぞれ区内4つのブロックに分けまして、そのブロックの中で小学校を選択すると。義務教育学校の前期課程につきましては区内どこからでも選べることになってございますけれども、小学校についてはグループ内での選択ということになってございます。

こちらを、右の部分の形の制度見直し後ということで、それぞれ学区に隣接した学区域の学校から選択するという形に変えるものでございます。この目的でございますけれども、上のほう、枠の中、審議会の考え方の1番でございます。基本となるものはここに書いてございます地域とともにある学校づくりをより一層推進する観点、それから中間のほうにございますけれども、通学時の安全確保でございますけれども、そういった趣旨を踏まえまして選択制を廃止して学区域の学校と隣り合う学区域の学校から選択するというものでございます。

また地域によっては、学校の隣接する学校に義務教育学校のないところもございまして、そういった場合にも必ず近隣の義務教育学校を一つ設定しまして、義務教育学校もしくはほかのところの小学校から選べるような形で設定していくことが必要であろうといったご提言をいただいているものでございます。

また中学校に関しましては、これまでと原則としては同じ、区内全域から選べるような形での学校選択制を引き続き継続していくということで考えておりますけれども、ただし、学区域で新たな見直しとしてグループ化をしたということがございますので、そういった中で中学校の選択、こちらのほう、あまり自由な形になってしまうと、連携関係が崩れてしまうということもございまして、選択自体は自由なものという形で引き続き設定はす

るものの、例えば教育効果を考えて、抽選時において何らかの設定をするといったようなことも考えられるのではないかとご提言をいただいているものでございます。

おめくりいただきまして4ページでございます。4ページは上から学校種のあり方、こちらにつきましては昨年度から新たに小中一貫校が義務教育学校に位置づけられたということがございますので、単独の小学校、中学校、及び義務教育学校といった3種の学校種、これらのそれぞれの考え方、関係性、そういったものを整理したものでございます。審議会の考え方としましては、それぞれの学校種ならではの特色を生かした展開が重要であるということ、これが基本的な部分でございますけれども、一方で義務教育学校、こちらをグループ化や学校選択制の扱いとしては特別な扱いはしないといった形での選択学校制でございます。

続きまして4番目、学校規模の考え方でございますけれども、品川には小規模な小学校、各学年単学級といった小さな学校から、800人を超えるような大きな小学校まで、さまざまな規模の学校がある中で、どういった学校規模が適切なのかといったこととお話しいただきました。審議会の中では、それぞれの学校規模ごとにメリットや課題はあるものの、それぞれの特徴を生かした運営が大変重要であろうということ。ただし、例えば極端な小規模状態、各学年が単学級のまま、そういった状況が長く続いて、学校運営上に支障が出てきているような状況に関しては何らかの検討機関の立ち上げ等を行って具体的な対応策を検討していく必要があるだろうといった形でご提言をいただいているものでございます。

5番目、学校配置の地域バランスでございます。こちらにつきましては、品川区内、それぞれ3種の学校種の学校がそれぞれに存在していますけれども、今後、就学人口の動向や学校の改築計画等、タイミングを見ながら全体で3種の学校がバランスよく配置されるように考えていくことが必要であるということをご提言いただきました。

最後に学校改築でございます。学校改築につきましてはこれまでも学校の老朽度を中心に進めてきたところでございますけれども、今後は学校の老朽度はもちろんのこと、最近、区内の各地域によって顕著に見られます就学人口の急増といったものがございますので、こういったものに関する迅速な対応も必要であるといったこと。

それからもう一つは、これまで学校の改築については基本的には学校を全面改築していくといった形での対応を続けてまいりましたけれども、国の考え方が、最近では建物の公共施設の長寿命化といったことも打ち出されてございますので、そういったことも視野に含めるといったこと。あるいは学校という施設だけに限らない、要は学校施設を複合化して行って、多様化する行政ニーズに的確に対応していくこと、あるいは将来的な高齢施設等への、少子高齢化が進んだとき、学校のスペースが空いたときへの転用等、そういったことも考えるべき必要があるだろうといった形でご提言をいただいたものでございます。

以上が学事制度審議会の中間答申をまとめたものを説明させていただきました。本日はこの内容につきまして、委員の皆様からご質問やご意見をいただきまして、いただきましたご意見につきましては、この先、来年の3月を予定してございます最終答申に向けて、また引き続き学事制度審議会の中で検討が進められますけれども、その中であわせてご検討させていただければというふうに思っているところでございます。私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。中間答申のほうは全体でも50ページ、それから本

文だけでも20ページという膨大な量でありますので、委員の皆様方には事前に配付させていただいて目を通していただいています。

この報告事項を受けての質疑の仕方なのですが、今説明していただいたこの概要版をもとに、概要版の項目が全部で6項目ありますので、その項目順に行ければどうかなというふうに思っております。委員お一人、お一人に質問をいただいてもいいのですけれども、多分、複雑になってしまうかなとも思いますので順番に行ったほうがわかりやすいと考えます。そんな形で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 内容的に3番、5番のあたりは重なる状況があったり、1番、2番もそうですけれども、関連する部分も出て来たりするので、その辺はざっくりと言っていたいて構わないと思います。それに入る前に最初のレジюмеにあったパブリックコメントについてのやり方ですとか、考え方みたいなものでご意見があれば先にお伺いしたいと思います。この説明資料の1枚ものはこれでよろしいでしょうか。パブリックコメントにつきましては。一応、この期間で受け入れてという形で進むということです。

それでは中間答申の中で、1番の学区域の考え方について、どうでしょうか。目を通していただいてご質問、ご意見等があればお出してください。

【塚田委員】 よろしいですか。

【教育長】 はい、どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 この制度見直し後という、小学校と中学校、大分すっきりした形になるということですが、現状はこう何か線が、矢印があっちこっち行っていると。これは歴史的な背景があって今まではやむを得ない部分があったんですかね。

【教育長】 なるほど、担当課長。

【学校計画担当課長】 学校の成り立ちの話になってくるわけですが、小学校と中学校というのは、そもそもこれまで連携していこうといった過程ではなくて、それぞれの地域の中で、地域のお子さん方を受け入れていくという大前提がございましたので、特に終戦後の人口がどんどん増えてきた時期、とにかく子供たちを受け入れられるようにということで、建てられるところに学校を建ててきたという経緯がございます。

したがって、小学校は小学校で受け入れられるように、中学校は中学校でという形で、それぞれで対応してきたものですから、結果的には小学校から進学する先の中学校が幾つにも分かれてしまうというような状況があったということでございます。

【教育長】 新制中学校ができたのが戦後ということになりますので、ちょうど今70年ぐらいを迎えているところで。

【塚田委員】 みんなそうですね、大体70年。

【教育長】 今年度、土曜日からある周年行事も区制も同じく70年ということで、その当時は小中の区割りみたいなものも、計画的につくるとかという状況ではなくて、今説明のあったように、いわゆる必要に応じて出てきたという感じがありますので、そういった意味では小学校が2つの中学校に分かれていくように学区域が設定されているとか、小学校と中学校の学区域が一部分だけずれているとか、いろいろな状況が区内にあると。それを中学校ベースで揃えていくことが必要じゃないかというようなところが今回の一つ目のポイントになるかなと思いますね。

ほかの委員の方、いかがですか。この1番につきましては。どうぞ職務代理。

【菅谷教育長職務代理者】 最終的に今の論議のところは僕は一番大きなものになってくと思うんですね。いわゆる小学校の学区域と中学の学区域の割り振りをどうするか。やはりこれは、小学校だけとかね、中学だけだったら、それは全然問題ないと思うけれども、どういうふうにつながるかというところは、私どもがやっている小中一貫教育の本質がここにあるというふうに私は思っています。

この中間答申を読ませていただいて、6ページぐらいかな、書いてあるけれど、具体策が出ていないんですね。こうしますとかね、方針までは出ている。だから方針は僕はすごくいいと思うんですが、大体の人はいや、そうだったらいいねというふうに思うんでしょう。それから後が出てくるといろいろなところいろいろなケースが出てきます。例えば、昔はこうだったという話も出てくるし、地域との関係も出てくるので、ざっくりやって、早くやってほしいと思うけれども、なかなかいかない。だけれど、方針を出さないことには進まないということで、こういう方針を出していただいた。すごくありがたいなという感じがします。誰が考えても、現行のままで直していこうというのは、それはできないから、やはり全部にふるいをかけるという、いわゆる大英断は、やはり70年という節目の中でやっていきたいなと感じますね。そういう意味ですごくうれしいですね。

【教育長】 はい。この審議会としては、まだ各論、個々のところまではいかないけれども、こういう方向で行くんだよという、これからの考え方の示すべき道を示したという形になるんでしょうかね。ほかの委員の方、いかがですか。

【塚田委員】 あと、経過措置的に、お兄ちゃんが行ったのに妹はと、そういうことが起きるとやっぱり不満は出るんでしょうね。

【菅谷教育長職務代理者】 それも二通りありますよね。やっぱり同じところ行きたいというのと、違うところに行きたいという、その意思の問題でいろいろあるからね。

【教育長】 ケースによって違ってくる、それはどうですか、担当課長。

【学校計画担当課長】 はい。当然、学区域の見直しをすると、そういったケースというのは想定されますので、特に同じご家庭の中でご兄弟が別れてしまうというのは、ご家族にとってもご負担が大きいということがございますので、基本的には経過措置を設定をしまして、できるだけそういったことのないような、ご負担にならないような形で学校を選んでいただけるように考えていきたいというふうに思っております。

【教育長】 つまりこの答申を受けて、最終答申は3月になりますけれども、事務局が実際の事業を考えていく段階で、ある程度そういう経過措置的なものを当然、見込んでいくということですね。さあ、どうでしょう。はい、富尾委員。

【富尾委員】 はい。その経過措置もそうですし、町会とのかかわりがどうしても出てくと思うので、最終答申になるまではかなりのご苦労があるんじゃないかなということが予想されますけれども、うまく各家庭に応じた移行措置なりがとられるといいなというふうには思います。

【教育長】 はい、ありがとうございます。今、町会との関係というお話でありましたけれども、これは海沼先生も同じようなお考えをお持ちかなと思います。この審議会の中には町会の代表の方も結構入って審議をされていたわけですが、その辺は何か意見とかは出ておりましたでしょうか。はい、担当課長。

【学校計画担当課長】 この審議会では、区内4ブロックのそれぞれ地区の町会長さんにも入っていただいて、それぞれご意見をいただきました。基本的に、考え方としてはご理解をいただけるものということでお話をいただいております。ただ、やはり特に小学校の学区域というのは、古くからの地域とのつながりも深いものでございますので、今回見直しをするのは基本的には小学校の学区域はいじらないで、中学校の学区域を変えることによってグループ化をしていくということを前提に考えております。

ただ、一方で小学校の学区域でも、現在、先ほどもちょっとお話をさせていただいたんですけども、就学人口が今、極端に増えてきているようなところもございますので、そういったところは従来のままではなかなか受け切れないだろうといった予想も出てきています。そういったところにつきましては、今回、全体の見直しの中で、あわせてそういった学区域の整理も必要なのではないかといったことで、こういったことに関しても町会長を代表して出てきていただいている委員さんにも、ご理解をいただいているところでございます。

【教育長】 通学路の整備ということは、学区域の整備ということで、要は区域の変更、小学校としての学区域の変更も視野に入れているということですのでよろしいですかね。海沼委員、いかがですか。

【海沼委員】 やはり我々は町会として見ますと、町会の子供たちがどこの学校に行っているかとわからない子も中には数名いるんですよ。やはり町会行事に出てきていただくものに対しては、お知らせをしたいところなんですけれども、なかなかそこまでポストイングできない場合もあるもので、そこら辺がちょっと把握できないなというのは今のところの町会としては思っているところです。

【教育長】 名簿の扱いにつきましては、今、PTAの名簿も含めまして、なかなか個人情報にかかわる難しい状況が生まれてきています。それはその課題としてあるんでしょうけれど、今回、ある程度中学校傘下で動線がシンプルになれば、多少はわかりやすくなってくるのかなという見通しはあります。どうでしょう、1番の学区域につきましてはそのようなところで、次に行ってもよろしいでしょうか。

【菅谷教育長職務代理者】 1点だけ。

【教育長】 どうぞ、職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 質問でも何でもありませんけれども、ちょっと私に情報がないものですから。23区という、行政区域で固まってきたというのは、戦前からですよ。戦後になってもう少しはっきりという形ができてきたとは思いますが、その中で中学校の学区域を、全区的に、自分の区の中で全体を見ながら、直していくという事例は僕はないと思っているんです。僕の知っている限り。学校ができてから公表、とかね。一つ増えたから2つにしようとかっていうのはあると思う。でも私どもの品川区というのは、小中一貫教育をやってきたから、小と中のつながりのことを考えて中の学区域を変えようという、そういう趣旨でやっています。そうした区は他にないんじゃないかというふうに僕は思っているんですよ。でも、その情報がないものですから、学務課長に後で教えていただくしかないかなという感じがするんですが。

【教育長】 何かこのことについて事務局のほうから情報提供はございますか。昔、千代田区が公適配ということで、全部をスクランブルにして、中学校が5校あったものを2

校に、小学校は12校あったものを8校にということで、全部を見直して整備したというのが、平成の初めぐらいにあったんじゃないかなと思いますね。

【菅谷教育長職務代理者】 ただ、それとは状況が違うからね。

【教育長】 違いますね。

【菅谷教育長職務代理者】 区民ではない人もいる学校という、千代田の現状がありますね。

【教育長】 区の条例で、他区からのいわゆる転入を認めている状況があります。千代田はまあ人口が少ないですからね。

【菅谷教育長職務代理者】 そういうふうに考えていくと、小中一貫校をやっていたから、中の学区域がいじれるという状況もありますよね。というのは、自由選択があるでしょう。どこの学校でも行けますよという。

【教育長】 まあ、そうですね。自由選択をやっているから、学区域をいじっても選択できますよという話になりますので。町会との結びつきは小学校のほうが深いというところですね。

【菅谷教育長職務代理者】 地域のことを考えて学区域をつくるというのは、教育委員会の仕事の中で一番最初に出てくるんですよ。行政法の法律を見ていくと、それぐらい僕は重きを置いていた内容だと思うんですよ。学区域を決めなさいと。これはすごく重みがあるので、やってみたいという気持ちと同時に、各論が出てきたときに大変だなとも思います。大変だけど、それに耐えてやっていかないと、その先のことも見えないと困るわけですよ。

【教育長】 直接事業担当となる学務課長としては、何かございますでしょうか、学務課長。

【学務課長】 今言われたように、区が今回やろうとしているような全区的に小学校の区域を包含するような形で中学校の区域を見直そうという情報は、今のところ得ていません。情報を得ているのは選択制をやっているか、やっていないかということです。小学校はやはり23区の10区ぐらい、今回新宿区がやめたというようなことがあります。自由選択制のところと、隣接というところでは、やはり隣接のほうが若干多いのかなというような状況です。

中学校のほうはどちらかということ、半分以上の区のところで自由選択制みたいなもので採用しているというところですよ。今、区がやろうとしているように、やはり幾つかの小学校がまとまって一つの中学校にきれいに揃っているというところは少ないというか、ほとんどないんじゃないかなというふうには思っております。

【教育長】 市部のほうへ行きますと三鷹市のように、中学校1校に小学校2校で、一貫教育を市全体で進めているというところもあります。都市部の学校というのは、なかなか複雑な地域構成になっていますので、それをどのようにして中学校のパラソルの下にうまくはめ込めるかというのは、これからの事務局のほうの大きな課題になってくるかなというふうに思います。

それでは2番目のほうに移りたいと思います。その学区域を見直す中で、学校選択制のあり方について、今も大分話が出ていましたけれども、今回は特に小学校に関して大きく見直していこうという、縮小していこうと言ったほうがいいのかもかもしれませんが、そうい

う状況があるようです。委員の皆様どうですか、塚田委員。

【塚田委員】 今回の改革、見直し案は、はっきり言って私は反対。というのは、一度保護者の皆さんにブロック内の自由選択をできるというのを見せておいて、今回、隣りだけですよというのは、何か母親が納得するかしらという感じはします。保護者、特に母親は子供の学習環境にかなり敏感ですよ。少しでもいい学校に入れたいという。ちょっと隣接だけに限られちゃうと、選択の幅が相当減っちゃうんじゃないかという感じがします。

それとこちらの本文の、本体のほうの28ページですけれども、保護者アンケートで、お子さんが通っている学校を選択について。小学校で見ると、希望の申請をしたというのが30.7%ぐらいいる。中学校では39.2%もいるんですかね。こういう、要するに選択希望を出している方がこれだけいる中で、今回、隣の学区だけですよって言っちゃっていいのかなという疑問が私にはあります。

【教育長】 ありがとうございます。じゃあ、担当課長どうぞ。

【学校計画担当課長】 今回、見直しに当たってまず一つは、地域とのつながりといったことを重視しているということでございます。これまでも、要は学区域の学校から二つも三つも離れた学校、遠くの学校に行ってしまうということで、地域からの結びつきが全然ないよというようなお声もいただいていたことがございますし、今回「品川教育ルネサンス」の中で、地域と共にある学校づくりということで、教育委員会の立場としても地域とのつながりをこれから重視していきたいという思いがございます。

実は学校選択制自体をなくすというような意見もあったということで、それはやはり地域との結びつきをもっと強めるのであれば、学校選択制自体ないほうがいいんじゃないかというようなご意見もあったんですけれども、そうは言ってもこれまで学校選択制をずっと続けてきた中で、やはり保護者のニーズも非常に高いということで、実際に保護者の方の7割以上の方が学校選択制を支持されているという中で、そういった地域との結びつきを両立させるためにはどうしたらいいか、ということで隣接校選択が出てきたものでございます。

選択できる学校を隣接校に限定することによりまして、今までのように、極端に遠くには行かなくて、地域を出ても確かに学区の地区ではないんですけれども、隣り合った、言ってみればお隣さん同士で、地域同士でも隣り合った関係でお互いの顔が見えるような環境の中での学校制度になってくるのではないかということで、地域との結びつきもこれまでより強まるのではないかということが一つです。

それからもう一つは、実際の選択状況を見たということですね。今、各学校がそれぞれ学校選択をしている現状としまして、およそ9割弱が隣接した学校を選んでいるというのがございます。実際にはそんなに遠くに行っているお子さんというのは、実はそれほど多くはないというのがございます。実際に、遠くに行かれていますお子さんで多いのは、どちらかという義務教育学校、こちらは今、ブロックでは区切っていないものですから、どこにいても、どこの義務教育学校も選べるということがございますので、この分は若干影響が出ているのかなというふうには思っているんですけれども、基本的な区の考え方として、先ほど申し上げた通り、地域と共にある学校づくりを進めていくという中では、こういった見直しを進めていく必要があるのではないかと、ということで、そういったことを審議会の中でもお話が出てきて、今回の中間答申としてまとめられたものでございます。

【教育長】 隣接校を超えて選択をしているのは、この30.7%の中でも1割ちょっとぐらいしかないというデータがあるわけですね。その辺は一つの根拠にはなるかもしれませんがね。ただ、そういった中でも選択の幅が狭まるということは間違いないので、広げられているものを狭められるわけですから、不満に思う人は当然出てくるわけですね。

【塚田委員】 それをどう見るかなんですよね。9割の人は隣接学校を選んでいる。だから隣接学校に限っていいんじゃないか、という見方もできるし、9割の方は隣接学校を選んでいるんだから、今のままでもいいんじゃない、という考えもできると思うんですね。

【教育長】 はい、どうぞ、担当課長。

【学校計画担当課長】 確かに、見方としてはどちらかというとならざるような形で見られることも多いんですけど、もう一つ、例えばこのパンフレットの2ページのところの左側の現行制度を見ていただきますと、これまでブロック制という形で、ブロックの中でしか選択できなかったという状況がございます。ここで提示されていますA小学校の隣りに、違うブロックでF小学校というのがある。実はこれまでも、隣接する学校なんだけれども、ブロックが違うので、すぐそばにあるのに、実は自分の指定された学校よりも近くの学校なんだけれども、選べないというような状況もあります。

【教育長】 前にそんな陳情もありましたね。

【学校計画担当課長】 ですので、今回、隣接校にしたことで、そういったブロックもございませんので、周りの学校のどこでも選べるというような状況にもなりますので、これは一つのメリットになるのではないかとこのように考えているところでございます。

【教育長】 なるほど。どうぞ、職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 今、使っている言葉の定義がわからないので、ちょっと迷っているところなんですけど、隣接という意味がね、うるさいこと言うんですよ。学区域が隣接しているとなると、限られますよね。いわゆる学区域っていう、その線でいくわけですから、そこに接していないところは隣接とはいわないことになりますよね。そうなのか、例えばA校のそばにB校、C校とかがあって、それを隣接というのかによってちょっと違ってくると思うんですよ。すごくおもしろいなと思っているし、今見たように状況から言って、隣接、近いところの学校を選んでいるという実態はあると思うんですけど、この近い学校を選ぶということは、真ん中の学校にとってみれば、隣接の学校は多くなるんですね。選択の幅は広がりますが、端に行くとならざる幅は少なくなるから、そこら辺の不公平感が出てくるかなと。そうした点を定義の上で、そうならない配慮をある程度はできるかなと思っているんです。というのは、隣接ということは、つながった学区域があって、そこに行く人と行かない人は線で区切られているから、そこを隣接というのが普通ですよ。でもそうじゃなくて、つながりはないけど近いよと、つながりというのは、いわゆる学区域としてのつながりは接してはいないけれど、近いところは選べるのかどうか、それもつくり方によって、隣接の考え方で定義をきちんとどういうふうにして、どういうふうに分けていくかによって違ってくるだろうという感じがするんですよ。その辺がちょっと、論議がどうなったのかということについては、僕はわからないんですけどね。

【教育長】 なるほど。例えば3ページの右下の図でいきますと、このA小学校の左側にEとFという学校がありますが、この学校の反対側にGという小学校がもう1校あると。

距離的にはこれは混在しているから、近いんだと。でも学区域としてはFとEに遮られてつながっていない。そういうのは距離は近いけど隣接とはいわないんですかというところにも関わってくるかなとは思いますが。どうぞ、担当課長。

【学校計画担当課長】 今回の制度の定義としましては、あくまで学区域の接しているところを隣接という形で、これは、状況によってさまざまになってしまいますので、基本的な今回の整理ではそういったものにしました。したがって、要はその学校が置かれている場所によって、要は区境なのか、区の真ん中なのかによって、すごく差が出てしまうとなる。これは実際、ほかの区の隣接選択をやっている区でもそうなんですけれども、やはりそういった差は出てきています。それはもう、逆に区境なので、おもんばかって増やしてしまったらすれば、逆にそもそもの考え方、地域との結びつきといった面での考え方ですとか、あるいは通学区域になる、ならないといったことから外れてしまいますので、その辺はもう仕方がないだろうといったことで、今回は整理させていただくものでございます。

【教育長】 4ページのところに学校配置図がありますので、具体的に言えば例えば上のほうにある第三日野小学校あたりは、端にあるので限られてきてしまうというところで。

【塚田委員】 港区になっちゃうので。

【教育長】 一方で荏原中央にある例えば中延ですとか宮前、大原、延山あたりは、周辺にある、接している学校が多いというような状況が出てくるということですね。ほかの委員の方いかがでしょうか。このところは一番、今回の学事制度審議会でも大きく変わるころではないかなと思っております。どうぞ、職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 あともう一点だけ、これは私はどれがいいかというのは言えないんですが、中学校の選択制のところ、この2ページのところの現状とか課題のところ選択制が抽選となる学校が増えてくるって書いてあるんですね。それは状況としていい悪いではなくて、そういうことがあるだろうなどは僕も思っているんですけど、中学校の選択の場合、抽選になっているということが、果たして公平感があるかなというところにちょっと疑問を感じている部分があります。

それはなぜかという、中学校に選択で選んで来たときに、要は選んでくれるんだからありがたいですね、そこに入りたいたいから。ところが裏がありまして、中学校受験、落ちたら自分の学区域でここに進学しなきゃいけない学校ではなくて、ほかの学校を選ぶと。そうすると保険としての第一希望なのか、その辺の見極めをしていないから、いわゆる抽選に落ちた、本当に行きたいのに、受験もしていないのに行く子が落ちてしまうので、受験失敗して、自分のいたところに行けないから、こっちに来た方がいいなという、そういう考え方ね。その辺はあるんじゃないかという感じがするんですね。抽選でやるとすれば、やはり第一希望、本当に来たい、そういう子を救ってあげたい、そういうご家庭を救ってあげるために抽選というのはあるし、選択があるんじゃないかなという感じもするんです。今は一方的な見方かもしれない。でも現実それが増えてくれば、そういう形で増えてくるのかなという感じがして、行きたいところに一番に行きたい子供を入れてあげるって、何もない学区域の問題だったら当然ですね。そこにしかいけないから、一緒に行って頑張ると。

ところがそうでなくて、落ちたから来るっていうやはり何かネガティブな感じしますよ

ね。それが懸念で、本文を見ても、そこまで踏み込んで書いていない。これからの問題として書いてあるんだけど、抽選のやり方、果たしてどうかなということ、もう一度、もしやるんだったら考えてみたいなという感じはしますね。

【教育長】 私学受験を希望している人の抽選の扱い。うーん、難しいところですね、これはね。

【菅谷教育長職務代理者】 そのまま出すのもね、何か嫌な感じはするんですけどね。

【教育長】 私学を第一希望にしている人が落ちたときに、抽選校を希望していて、純粹に抽選校を希望している子供と同じラインで抽選してどうなの、というところですね。これはなかなか大変な課題かなと思いますけど。

【富尾委員】 第一希望かどうかはわからない。

【教育長】 わからないですよ。いや、これはもう、こちらの抽選校が僕は第一なんだけど、私立はまあ、万が一ということで受けてみるんだというケースもあるかもしれませんよね。なかなか、今、全体で3割ぐらいいるんですけど、小から中に上がる段階で私学に行く人がね。学校によっては6割とか5割とかいくケースもありますので、そういった私学を受験する子供たちの按配というんでしょうかね、その辺をどう見るかというのは難しいですね、これはね。

【菅谷教育長職務代理者】 抽選はいつごろやっているんですか。

【学務課長】 学校選択につきましては、今ちょうどこの10月に希望を募ってしまっていて、それで希望状況がわかります。それでどれだけ、受け入れをするかというのと照らし合わせて抽選ということになりますけれど、大体11月の10日ぐらいに決めまして抽選は11月の20日前後ということ。そのときには私立に行きますか、みたいなアンケートもとっていませんし、私立の合格というのは大体2月3日とかということなので、結局抽選をやった後に、後で私立に行った方は抜けてくるというような状況で繰り上げてということになっているので、逆にその私立が抜けることによって、現状でいきますと、ほとんどの中学校は入れています。去年入れなかったのは6人、600人ぐらい希望がありまして、入れなかったのは1校で6人だけという状況なんですけれど、これは今後また、就学人口、今の小学生がちょっと増えてきていますので、場合によっては抽選校が増えてくる可能性は若干あるかなというふうに思っています。

【教育長】 そういう方は実際には第一希望で私学、という思いが強い傾向があるとは思いますが、なかなかそこを抽選条件に加味できるかということになると難しい要素ですね。

【菅谷教育長職務代理者】 初めにそこに行きたい、受験してダメだったら行きたいと、どちらもやはり親の気持ちもあるし、子供さんの気持ちもある。どっちがいいとか悪いじゃないんですよ。

【塚田委員】 2月半ばに抽選すればどうですか。

【教育長】 それですと何が都合が悪くなってきますかね。

【塚田委員】 慌ただしいですか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 もう、ほどこまで繰り上げするかというところで、ある程度の学級編成も見越して行って、ある程度形を決めていきますので、その2月の段階からばたばたと

動くとなると、ちょっと、ええ。

【教育長】 収拾できなくなってしまうというところですね。

【菅谷教育長職務代理者】 中学校課程への入学の準備というのは、やはりかかりますよね。制服つくったりとか、そういうのもね。

【教育長】 まあ、課題を呈していただいたというところで、ここでなかなかそれに対する明確な条件は出てこないと思いますので、場合によっては審議会の中でも意見を聞くなどしていただければなというふうに思います。

2番について、ほかにいかがですか。どうぞ。

【塚田委員】 よろしいですか。先ほど保護者の観点からちょっと意見を申し述べたんですが、今度はちょっと違まして、結局そもそも、学校選択制を導入したのは、学校が切磋琢磨して、競争して、よりよい教育の場を提供するという、それが出発点だったと思うんですね。今日、たまたま鈴ヶ森中学校に行ってきたんですけど、こんなパンフレットができています。これ、昔の区立の中学校でこういうのって、ないんじゃないかなと思って。もう、何か私立みたいな、要するに選択制があるから選んでくださいという、そういう学校の気持ちのあらわれだと思うんですね。

鈴ヶ森中学校に行きましたら合唱祭が近いというので、もうすごい合唱の練習も、昼休み、各教室でやっている。すごい盛り上がりの中でやっていたけど、やはりこれが一つの学校選択制の成果なんじゃないかなと思うんですね。それを、その地域と共にある学校という観点も大事なんだけど、今ここで、それを縮小していいんですかという気持ちもある。これで縮小して、元の木阿弥にならないかなという心配もちょっとあります。

【学校計画担当課長】 確かに、審議会の中でも学校選択制については、この審議会に改めてきちんと、これまでの成果について認識をして、確かに学校選択制というのは、学校間が切磋琢磨をして、学校自体が非常にレベルアップして、また地域とのつながりもどんどん深まってきたといったことが、審議会の中できちんと認識されてきているものがございます。

今回、確かに制度としては見直しをされるものですが、ただ選択制自体がなくなるわけではございませんで、もちろん学校側が努力を怠ってしまえば、当然、隣接校にお子さんが逃げてしまうということもあり得ますので、当然、これからは学校はそれぞれ努力をしてまいりますので、これまでの成果を踏まえてさらに発展できるものと考えています。

【教育長】 学務課長はいいですか。

【学務課長】 はい。同じようなことなんですけれど、その、まずパンフレットにつきましては、学務課の予算で、各学校に配分しておりますので、各学校がつくっているという状況があります。その選択制につきましては、確かに選べるということは親のニーズにも十分応えているものだと思います。切磋琢磨することも必要だというふうに思っています。

一方でこれからは3.11の後を踏まえて、防災機能も果たしていったりとか、学校というのは地域の拠点でもあります。施設を使って生涯学習の場にもなっているということもあるので、地域のシンボルとして、地域との結びつきも一層強化していくことが必要ではないかということです。選択制と地域と共にある学校というところのはざまでいろいろと

検討していて、それならば今のブロックよりも近隣のところで、ということで、今、審議会の中で議論が進んできたという経過があったということでございます。

【教育長】 一貫教育、地域と共にある学校づくり、学校選択、こういったようなキーワードが微妙に絡み合っているというところでしょうか。委員の皆様いかがでしょうか。これは中間答申ですので、これからまたこういった意見を受け、またパブリックコメントを受けて協議が続くという形にもなっていくかなとは思いますが、このデータからもだんだんと地元の小学校を選ぶように回帰してきている状況があるんですね。そういった中で、こういう制度的な見直しも、地域と共にある学校づくりにも貢献するし、一貫教育としてのやりやすさにもつながっていくだろう。保護者のニーズも、多少は減るかもしれないけれど、キープしていけるだろうということが今回のこの提案になっていると思います。

多分、いろいろ意見を出していると切りがないと思います。また、その後の三、四、五、六にも関わりが出てくる部分かと思っておりますので、進行してもよろしいでしょうか。

【菅谷教育長職務代理者】 1点だけ。ごめんなさい、再度で。私のものの考え方で、学校を選択していくというのは義務教育制度で学校に子供をあげなきゃいけないという保護者の義務が非常に強いんですね。選択制のことを考えていくと、これほど強い義務というのはないんですよ。子供を養育していく中でね。だからこそ、学校を選べるんだというのが、僕は学校の選択制の基本だと思います。それでね、地域の学校を選ぶというのも、その学校選択制にのっとってやっているわけですよ。だから選ぶ人が70%で、選ばなかった人30%が、全部が学校選択制をした結果だと私は思っているんです。

ちょっと義務教育の法律論からいうと、義務教育法を考えてみると、ある意味では学区域でいわゆる変革を図ったのは品川区が一番先だと思うんですね。こういう形でね。そのこの意義ということも、私どもはわかっているんですけど、地域の方に今までわかっていただかなかったことが、この審議会をやることで、いろいろな情報を出していただいたときに、随分浸透しているなど。そこしか選べないのが選択制じゃない。だけどそこも選べるということは選択制なんですよ。そこをうまく、言葉のあやかもしれないけれど、そのことを踏まえていかないと、やはり教育委員会のスタンスとしてはいけないなというふうに、僕は思っています。だから、先に進むという意味で、いろいろな改革をしてよろしいんじゃないかなと思っておりますけれど。

【教育長】 わかりました。地元の学校以外を選ぶのだけが選択ではないということで、地元の学校に行くということも選択しているよということですよ。はい。それでは、議論は尽きませんが、4ページのほうに行きます。

ここでは学校種という言葉が出てきておまして、品川では小・中学校だけではなくて都内で唯一義務教育学校を併設している自治体ということで、それぞれの学校種の特徴を生かした教育を今後展開していく必要がありますよ、ということに基づいて、あり方ですとか、配置のバランス、3番、5番についての検討がされてきたとのことですが、この3番、5番に関わってご意見があれば、いかがでしょうか。

まあ、これにつきましてはここに書かれているような大きな方向性の中で先ほど、私も鈴ヶ森中にお邪魔したときに、別の小学校から来たちょっと不登校気味の子が、中学校に来たら別人のように活躍しているというケースがあって、やはり小と中が分かれています。

るよさも、そこには発揮されたでしょうし、義務教育学校として9年間の一貫とした学びというよさも当然あるわけで、それぞれの特色を生かすような学校運営というのが必要になってくるのでしょう。

【菅谷教育長職務代理者】 義務教育学校って、ある程度バランスを考えながら配置したものですよね。

【教育長】 まあ6つですよ。

【菅谷教育長職務代理者】 そこでの論議はないかと、大丈夫ですよ。

【教育長】 今後の状況の中で、義務教育学校からも遠いエリアにお住いの方もいらっしゃるので、また建てかえという話も出てきたときにどうなの、っていうことが話題になるかもしれません。では3番、5番についてはとりあえずよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では4番、学校規模の考え方につきまして、この辺はどうですか。

【塚田委員】 今、その学校規模に関して何か支障があるという例はあるのでしょうか。

【教育長】 今の学校規模で支障があるような状況というのはありますかということは、どうですか、担当課長。

【学校計画担当課長】 学校規模ですけれども、実は文部科学省からは標準規模という形で示されてはいるんですけれども、具体的にどういった規模がいい、悪いという指針みたいなものはございません。実際の学校運営の中で、例えば小規模な学校ですと、各学年一つの学級しかなくて、お子さんがすごく少ないといったところも幾つかございますので、そういった学校ですと例えば、よく保護者の方が心配されるのは、クラス替えがないと、人間関係の発展性が難しいとか、切磋琢磨が難しいんじゃないとか、そういったことを心配されることもございますし、一方では子供さんの数が少ないことで、家庭的に、先生との位置も近くなって、より密接な教育が受けられるのではないかとといったことを期待されている方もいらっしゃると思いますので、どういった形のもので支障あって、という形ではなかなか簡単に定義ができるものではないのかなという考えがあります。

ただ、いわゆる学校の運営という中で見ていくと、例えば小さい学校ですと先生方が少ないので、一人の先生方がいろいろ担う役割がすごく多くなってしまったりとかといったことはいろいろあるというふう聞いておりますので、そういった部分との兼ね合いで、どう判断していくかというのが、ポイントかなというふうに感じます。

【教育長】 この本文の15ページになりますでしょうか。現在の品川区立学校の学校規模の状況という表がございますから、これをごらんいただくとおわかりのように、小学校で小規模校が多いというイメージがありますけど、この国の基準に照らすと、何と中学校9校のうち8校が小規模校になっているのです。あくまでもこれは数値で照らした場合の小規模校ですが、しかし、実際問題としては、中学校の運営に関しては今は、小規模だから特別困っているという状況はありません。都会の学校の特色なのかもしれませんね。義務教育学校のほうは大規模校になるという状況がありますが、今度のこの見直しで、多少また様子が変わってくる可能性があるのかもしれませんが。

規模についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは最後の学校改築の部分。老朽化と同時に人口増加、そして長寿命化といったようなさまざまな要素が加味されていくという形ですが、お聞きになりたいことはございま

せんでしょうか。

今は4校やっているんですよね。芳水、城南、後地、鮫浜。年に大体1校ずつという状況ですかね。老朽化が進みますからね。

【海沼委員】 結構多いですね。

【教育長】 多いですね。全部の学校を建て直すまでに何年かかるんでしょうか、という計算です。1年に1校ずつでいくと何年ぐらいかかるんでしょうか。

【菅谷教育長職務代理者】 これ、悩ましいでしょうね。例えば今度、子供の数が増えたときにね。学校を収容しなきゃいけないでしょう。まず大前提はそこですよ。プレハブをつくってでも収容しなきゃいけない。でも、防災というのは今度はね。こっちが予期しないときに起きますから。その辺のバランスというのかな。バランス感覚ってすごく難しいなと思って、自分で案は出てこないんですよ。いつも悩んでいるだけで出てこない。皆さん、そう思っているんじゃないかな。

そういう中で、何かうまく転用できること、うまくできることって、今、荏原四中なんですよね。ないんですよ。ないんだけど、その利用価値が、僕はすごくあると思っているんですよ。そういう意味でね。今まで公立も使っている、私立も使っている。戸越台中だって、建てかえるときは中央公園を使うとか、いろいろなことをやってきたので、苦労して、そういうふうに、学校があって、ちょっとお金をかければ使えるというのは、非常に大事な資産だなという感じはするけど。

【教育長】 学校の占める敷地面積も大きいですね、区内の中に。

【菅谷教育長職務代理者】 防災上の拠点になるし、地域の住民にとって非常に大事だから、教育がもっとやらなきゃいけないと思って、荏原四中をどういうふうにしていくかって、大きな問題だと思うけど、あそこを拠点にしながら改築していく、そのような考え方を、もうちょっと進めてもいいかなという感じはするんですね。

【教育長】 要は建てかえのとき、仮校舎を建てるのを荏原四中で生活しては？というやり方ですよ。

【菅谷教育長職務代理者】 中学生はできるけど、小学生はちょっときついかもしいけど。

【海沼委員】 戸越台はやはりやりましたものね。ここの、三菱のところだね。

【菅谷教育長職務代理者】 それにしてもやはり、残された、残っていく学校という、何というか、こわい感じがしますね。これ以上は、何か自分でも頭の中、シミュレーションできないので困っているんですよ。

【教育長】 この豊葉の杜学園のように、義務教育学校ができれば、幾つかの学校が一緒になりますから、例えば例えば杜松小学校の跡地はまた別に利用できるというようなメリットも出てくるようにはなるんでしょうけれども、そうなってくるとバランスにも関わってくる話になると思います。

【菅谷教育長職務代理者】 次にどこを改築するかって、順番を決めたいですね。そこは厳しいですね。

【教育長】 職務代理者に決めていただいて？

【菅谷教育長職務代理者】 いえいえ、とんでもない。地域のほうがやっぱり、やって、となるでしょうね。

【教育長】 これは、教育委員会事務局のほうにも声が届いていると思いますけれど、やはりいつ改築ですか、みたいなことは言われますよね。

【海沼委員】 やはり40年ぐらい経っている学校というのが多いんですか。

【教育長】 40年。この何か基準みたいなものはあるんですか、はい、担当課長。

【学校計画担当課長】 学校の改築に関しましては、基本的に全て鉄筋コンクリートでつくっていますので、きちんと手入れをしていますので、70年ないしは80年もつのですけれども、今まで品川の学校では、おおむね50年を目安に建てかえを進めてきております。現在、改築にまだ手のついていない学校は全部で26校ございます。ですので、現在区の実施計画、長期計画等で、毎年1校ずつを建てかえていきますという形で設定がされていますので、毎年1校ずつ選定しているんですけれど、そうしますと全部手がかかるまで、まだ26年先という形になってしまいますので、その間に老朽度もどんどん進んでいったりもしますので、それはどうしていくかというのはまたこれからさらに検討を進めていく必要があるのかなと思います。

現状なんですけれども、おおむね大体どこの学校も、昭和30年代の後半から40年代にかけて建てている学校が多いのかなということで、おおむね今50年近く経過している学校が大分増えてきちゃっています。ただ、どの学校も耐震に関しての補強をしたり、さまざまに手を加えていますので、差し当たって使用上は問題ないんですけれども、やはりほかにどんどんきれいな学校ができていくということもありますので、同じ区内の中できれいな学校と、そうでない学校というのがあると、やはり地元の方のご要望も大変いただいているところがございますので、今後こういった形で手をかけていくかというのは、慎重に考えていく必要があるのかなというふうにとっています。

【教育長】 一遍に全部やるわけにはいかないですから、やはり順番にやっていかざるを得ないですよ。この判断は難しいところです。安い経費ではないので。

まさに方向性としては審議会を出していただいて、あとは事務局がさまざまな状況を判断する中で予算化をしていくという形になるんでしょう。事務局だけで予算が組めるわけではありませんので、予算委員会の審議を通してということになるんでしょうけれども。

およそ1時間にわたりまして1番から6番まで、さまざまなご意見を賜りました。どうでしょうか、これについてもうちちょっと、とか言い残したことがあるというようなところがあれば、最後に言っていただいて報告事項は終わりにしていきたいと思いますが、何かございますでしょうか。よろしいですか。

【塚田委員】 もう十分お話しさせていただきました。

【教育長】 それでは報告事項1、学事制度審議会中間答申につきまして、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では本件は終了いたします。

次は日程第3のその他になります。平成29年11月の行事予定について、説明をお願いいたします。庶務課長。

【庶務課長】 それでは私のほうから、平成29年11月の行事予定について説明いたします。

まず11月11日土曜日でございますが、10時から大崎中学校70周年行事がござい

ます。菅谷委員、塚田委員のご出席をお願いいたします。同日、浜川中学校70周年の行事もございます。こちらには富尾委員、海沼委員、教育長のご参加をお願いいたします。

続きまして11月14日火曜日、14時から教育委員会の定例会を行います。

その次に、11月18日土曜日、10時からこちら、台場小学校60周年記念行事がございます。菅谷委員、海沼委員、教育長のご参加をお願いいたします。

続きまして11月28日火曜日でございますが、こちらは16時から教育委員会の定例会がございますので、よろしくをお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。日程等につきまして、質疑、何かございますか。よろしいでしょうか。28日は16時からという形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では平成29年11月の行事予定につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件は了承いたします。

その他、事務局のほうから何かございますか。

【庶務課長】 特にございません。

【教育長】 それでは、先ほど決定いたしましたとおり、これから非公開の会議を開きますので、傍聴の方はご退室願ひます。

(傍聴者退席)